

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案に関する意見募集の結果について

令和2年12月28日
個人情報保護委員会
事務局総務課

個人情報保護委員会においては、本年10月21日（水）から11月26日（木）まで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則」案につきまして、広く国民の皆様からの意見を募集しました。

その結果、本意見募集と直接関係しない御意見が1の個人から1件寄せられました。

また、本日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則」を定め、令和2年12月28日から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた方に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。